

市立東大阪医療センターエアマットレス賃貸借契約 仕様書

1. 目的

本契約は、市立東大阪医療センター（以下「甲」という）が褥瘡有病患者または褥瘡発症リスクが高い患者に適切な褥瘡ケアを実施するため、受注者（以下「乙」という）からエアマットレスを賃借するもの。

2. 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（60ヵ月）

契約締結日から賃貸借期間開始日までを運用準備期間とし、賃貸借期間開始日までに必要な一切の準備を完了させること。なお、運用準備期間中に発生する費用は乙の負担とする。

3. 賃貸借物品

賃貸借物品は、自動体位変換機能付きエアマットレス10台及び体位分散マットレス60台とし、各機種の例示品は以下のとおりとする。

(1) 自動体位変換機能付きエアマットレス 10台

例示品①：【パラマウントベッド】ここちあ利楽 flow KE-913S

例示品②：【モルテン】スコープライト MSCPL83（折りたたみ式）

いずれかの機器を選択すること。

(2) 体位分散マットレス 60台

例示品①：【パラマウントベッド】ここちあ利楽 KE-973S

例示品②：【モルテン】ステージア（コンパクト収納タイプ） MSTAA83

いずれかの機器を選択すること。

4. 設置条件

(1) 納品は、甲が指定する日時及び場所において一括納品とする。

(2) 納品時、院内の施設設備や備品を破損・損傷等した場合は、速やかに甲に申し出のうえ、必要な措置を講じること。

(3) 乙は賃貸借物品識別のため、甲の指示に従い管理番号シールをホンプ本体及びリモコンに貼付すること。

(4) 乙は、賃貸借物品について取扱説明書を作成し、甲の職員に対して必要な説明会を実施すること。

5. 付帯条件

- (1) 賃貸借物品に故障、破損、汚染、又は機能の低下等が生じた場合、乙は速やかに当該物品を引き取り、修理又は新品と交換するなど、適切な措置を講じたうえで、当該物品を返却すること。また、当該期間中の代替機として、甲が指定する場所に各機種1台の予備機を常置しておくこと。なお、代替機設置に伴う費用は乙の負担とする。ただし、故意・重大な過失がある場合は、乙はその費用を甲に請求することができる。
- (2) 賃貸借期間の開始から4年目の下期に、賃貸借物品の一斉点検を実施すること。一斉点検は、外装点検及び内装点検を実施し、劣化の進行やポンプ稼働時間を把握することを目的としているため、賃貸借物品の全台数について行うこと。なお、一斉点検は甲の施設内で行うものとし、点検期間中の予備機として、自動体位変換機能付きエアマットレス3台を乙の負担で準備するものとする。
- (3) 機器や付属品に仕様変更が生じた際は、甲に速やかに報告し、指示に従い対応すること。
- (4) 賃貸借物品について管理台帳を作成し、上記(1)から(3)の対応履歴等について記録のうえ、半年に一度甲に提出すること。なお、管理台帳に記載する内容については、甲と協議のうえ決定すること。
- (5) 上記(1)から(4)にかかる費用は乙が負担すること。
- (6) 賃貸借期間満了後、甲が再リースを決定した場合、再リース価格での契約延長に応じること。

6. その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以 上